

宮城県独自の就学支援補助金(上乗せ補助)について

減免要件	次の①②に すべて 該当すること ①保護者等の全員が、宮城県内に在住していること ②就学支援金算定基準額(前ページ【計算式】)が154,500円以上167,100円未満であること
補助内容	国の就学支援金9,900円に、県で9,900円を上乗せし、計19,800円(月額)を補助する。
減免方法	就学支援金同様、授業料から月額19,800円を控除した金額で、納付金を徴収します。

兄弟姉妹在籍に関する減免について

減免要件	次の①②に すべて 該当すること ①仙台育英学園高等学校全日制課程および、秀光中学校に2人以上の兄弟姉妹が在籍しており、その長子であること ※通信制課程は除く。 ②兄弟姉妹の全員が、他の減免の対象となっていないこと ※弟妹が特待生として授業料の特典を受けている場合、兄姉はこの減免の対象となりません。	
必須条件	就学支援金の申請手続きを行うこと	
対象経費	2人在籍している場合	長子の(就学支援金を控除した)授業料の5割
	3人以上在籍している場合	長子の(就学支援金を控除した)授業料の10割

東日本大震災被災に関する減免について(令和4年度実績)

〈令和5年度実施するかは未定〉

減免要件	次の①②に すべて 該当すること ①原子力災害地域において被災したことにより、授業料等の納付が困難となったこと ②就学支援金の算定基準額(前ページ【計算式】)が154,500円未満であること
対象経費	設備維持費(年額12万円)・入学金(5万円) ※入学金は1年次のみ

家計急変に関する減免について

減免要件	次の①～③に すべて 該当すること ①保護者等が宮城県内に在住していること ②就学支援金の算定基準額(前ページ【計算式】)が154,500円以上であること ※就学支援金の月額が33,000円の場合、すでに授業料の全額が就学支援金でまかなわれているので対象外です。 ③保護者等の死亡、疾病・障害、失職、その他の事由のため、経済的に著しく困窮していること
減免額	授業料から就学支援金を控除した金額または月額9,900円

高等学校等育英奨学資金(奨学金)

宮城県および他団体による育英資金(奨学金)です。

宮城県高等学校等育英奨学資金(私立学校通学者)

貸し付け月額	
自宅通学者／30,000円	自宅外通学者／35,000円

※1:手続きは高校入学後で、学力基準と所得基準があり、無利子です。
 ※2:宮城県以外の出身者は各出身県の育英奨学金制度を利用できます。